

2. 科目履修規程

第1条 この規程は、別府溝部学園短期大学学則第10条及び第10条の2による単位修得並びに履修方法について規定するものとする。

第2条 学生は、卒業のためには、最低、次の単位を修得しなければならない。

| 科 目 | 最低単位数 |
|------------|-------|
| 基礎科目 | 8 |
| 外国語に関する科目 | 2 |
| 体育に関する科目 | 2 |
| 専門教育に関する科目 | 50 |
| 計 | 62 |

2 1年間に取得できる総単位数は、45単位以下とする。

但し、職業に関する科目及び休暇中に受講する科目は除く。また、GPAが3.00以上の者は、上記の単位数を超えて履修することができる。

3 介護福祉学科の卒業のためには、第2条の専門教育科目の単位数は71単位とする。

第3条 卒業及び免許状又は資格等の取得のための、授業科目最低修得単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

2 科目の性格によっては、他の学科に属する専門教育科目についても選択履修することができ、単位の認定を受けることができる。

第4条 学生は、学期の初めに、受講登録をしなければならない。

2 学生は、第3条の2による場合のほか、所属する学科以外の学科の科目を聴講することはできない。但し、事前に許可された場合を除く。

3 受講者が5名以下の場合、その科目について開講しないことがある。

第5条 授業時間割は、毎学期初めに掲示し、集中講義については、そのつど指示する。

第6条 不合格単位科目は、第3年次以降において履修するものとする。ただし、第1年次における不合格科目について第2年次に履修させることが可能かつ適当である科目については、これを第2年次に履修させることができる。

第7条 教育実習その他学外における実習の時間及び実施方法等については、各実習委員会がこれを定める。

第8条 単位互換・ダブルディグリー協定を締結した大学等と定めた教育課程の履修はその科目の性格により、本学の基礎科目又は専門教育科目としてみなすことができる。

付 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

改 正

| | | |
|-------|-------|-------|
| 昭和52年 | 昭和54年 | 昭和55年 |
| 昭和57年 | 昭和63年 | 平成元年 |
| 平成2年 | 平成4年 | 平成15年 |
| 平成20年 | 平成21年 | 平成24年 |
| 平成30年 | 令和元年 | |

3. 単位認定規程

第1条 この規程は、別府溝部学園短期大学学則第12条及び第12条の2に基づき、単位認定方法について定める。

第1条の2 別府溝部学園短期大学学則
第12条の2に基づき既習単位の認定を受けようとする者は、入学許可を受けた日から開講の日までに、別に定める既修得単位認定申請書及び当該単位の既取得を証する書類を提出し、学長の認定をうけなければならない。

第2条 学則に定める各授業科目の単位の取得のためには、所定の授業料を納め、本学において実施する試験に合格しなければならない。

- 2 試験は、筆記・口述・実技・制作物又は論文の提出等の方法によって行う。
- 3 本学において施行する試験は、次のとおりとする。

- 1) 認定試験

授業時間内もしくは各学期末に、その学期に履修した授業科目について行う。

- 2) 再試験

授業科目担当者が、第5条に定める総合評価の結果、再試験の必要を認めたとときに行う。また、再々試験については、該当学科の会議を経て学長の許可があれば、行うことができる。

- 3) 追試験

病気その他やむを得ない事由により、認定試験を受験することができなかった者について、1回に限り、これを行うことができる。

- 4) 総合試験

各免許状、又は資格を取得しようとする者について、必要があるときは、その資格のため必要な知識及び技能について総合試験又は

これに代わる総合判定を行うことができる。

- 5) その他の試験

前項の試験の他に必要があれば、該当学科の会議を経て、学長の許可があれば、その他の試験を行うことができる。

第3条 単位認定の条件として、規定授業時間の5分の4以上の受講を必要とする。但し、補講を受講することにより条件を満たした場合は単位の認定を行うことができる。又、学期を超える補講については学科長会議を経て学生部長の許可を必要とする。

- 2 遅刻は、3回をもって欠席1回とみなす。

- 3 公欠又は特別な事由のため、前項の受験要件が満たされない場合は、補講に準ずる手続きが満たされた状況において、その科目の受験を認める。

第4条 試験の日時は、各科目の担当者が受講者に発表する。実施は、担当教員がこれを行う。

- 2 追試験及び再試験に相当する臨時試験は、原則として閉講後60日以内に行うものとし、当該科目の担当者が、これを実施する。

- 3 前項の試験を受験する者は、別に定める受験料のほか、追試験については、受験に必要な書類を添え、所定の許可願を、教務課に提出しなければならない。

第5条 科目の成績は、認定試験及び臨時試験による筆記試験のほか口述・実技・制作物・レポートその他、及び平常の成績を総合して評定する。但し、

当該科目の担当者が書面による評価方法を提示している場合は、それに従う。

2 前項の成績は、100点満点とし、60点未満を不合格とし、次の評語で判定するものとする。

秀 又は S (100点～90点)、

優 又は A (89点～80点)、

良 又は B (79点～70点)、

可 又は C (69点～60点)、

不可 又は F (59点以下)

3 再試験に相当する試験で合格したもののについては、60点を与える。

4 公認欠席等の事由以外での追試験に相当する試験で合格したもののについては、80点を超えることはできない。

第6条 試験中不正行為があったときは、その科目の成績を0点とする。

第7条 単位互換・ダブルディグリー協定を締結した大学等と定めた教育課程を履修し、取得した単位については本学学則第12条の2により、30単位を超えない範囲で認定することができる。

付 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、昭和57年4月1日から

施行する。

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

4. 別府溝部学園短期大学 GPA (成績評定平均値) に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、別府溝部学園短期大学(以下「本学」という。)におけるGPA(成績評定平均値)を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「GPA(Grade Point Average)」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応した評点(グレードポイント。以下「GP」という。)を付与して算出する1単位

当たりの評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、5段階評価によって成績を受けた授業科目であり、卒業要件に算入される全ての科目とする。ただし、入学前に修得したものと及び単位互換により認定された単位を除く。

(GP)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

| | |
|--------------------|------|
| 表記(評価) 100点法に基づく得点 | |
| 秀(S) 90点以上 | 4.00 |
| 優(A) 80点以上 90点未満 | 3.00 |
| 良(B) 70点以上 80点未満 | 2.00 |
| 可(C) 60点以上 70点未満 | 1.00 |
| 不可(F) 60点未満 | 0.00 |

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、各学期ごとのGPA(以下「学期GPA」と入学時から当該期までのGPA(以下「通算GPA」)の二種類とする。

2 学期GPAおよび通算GPAの計算は、次の各号に定めるところによるものとし、計算値は、小数点第3位以下を四捨五入して表記する。

(1) 学期GPA

(当該期に評価を受けた科目のGP × その科目の単位数)の合計 ÷ 当該期の総履修登録単位数

(2) 通算GPA

((各学期に評価を受けた科目のGP × その科目の単位数)の合計)の総和 ÷ 総履修登録単位数(履修取消しの取扱い)

第6条 定められた期限までに履修取消

しの手続きを行ったものは、履修しなかったとして扱い、GPAには算入しない。取り消しをせずに、履修を放棄した科目の成績は、無効として扱う。

(再履修等におけるGPAの取扱い)

第7条 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれの再履修前の不合格評価については、通算GPA、学期GPAに算入する。

(GPAの通知等)

第8条 GPAの学生への通知は、成績証明書及び成績原簿に通算GPAを表示することにより行う。

(学修指導計画)

第9条 各学科は、GPAに基づく学修指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

2 GPAに基づき学外実習等の科目について、受講の制限を行うことができる。

3 各授業科目履修者に求められる成績水準は、第4条に定めるGPA1.00を合格とする。

第10条 各学科は、GPAを利用し卒業判定及び退学勧告をすることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。